

定 款

社会福祉法人ひかりの園

社会福祉法人ひかりの園定款

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 養護盲老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ロ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ハ) 老人介護支援センターの経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 特定相談支援事業の経営
- (ト) 一般相談支援事業の経営
- (チ) 障害児相談支援事業の経営
- (リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ヌ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ル) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ひかりの園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県浜松市北区根洗町681番地の5に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 9名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事

の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第 10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第 11 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び浜松市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第 12 条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第 13 条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の

地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が 3 名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 27 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、浜松市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、浜松市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 24 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 25 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 27 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域生活支援事業
- (3) 浜松市発達障害児等生活支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 28 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 29 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 30 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 31 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、浜松市長の認可を受けなければならない。

第 7 章 定款の変更

(定款の変更)

第 32 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、浜松市長の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を浜松市長に届け出なければならない。

第 8 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 33 条 この法人の公告は、社会福祉法人ひかりの園の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 34 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	高 柳 公
理 事	山 村 道 見
〃	武 藤 信 義
〃	辻 垣 は る
〃	山 田 震太郎
〃	平 野 綾 子
〃	長 尾 静 夫
〃	山 田 修
〃	深 谷 尊 夫
〃	平 出 吉 寿
監 事	横 山 寅 吉
〃	河 合 藤 夫

附 則

平成 5 年 6 月 7 日付け定款変更認可申請に係る評議員会新設に伴い選任される評議員の任期は、定款第 1 7 条の規定にかかわらず、平成 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(別表)

(1)建 物

番号	所 在	構 造	種 類	床面積(㎡)	摘 要
1	浜松市北区都田町字前原8091番地8	鉄筋コンクリート造陸屋根 石綿セメント板葺2階建	養護所	1,542.79	家屋番号8091番8 第二静光園
2	同 上	コンクリートブロック造陸屋根 平家建	物 置	7.50	家屋番号8091番8 附属建物1
3	浜松市北区根洗町字西681番地4 682番地1 682番地2	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	養護所	2,132.03	家屋番号681番4 第三静光園いこい
4	同 上	コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	物 置	7.00	家屋番号681番4 附属建物1
5	浜松市北区根洗町字西681番地5	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	養護所	1,897.64	家屋番号681番5 浜松協働学舎根洗寮
6	同 上	コンクリートブロック造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	倉 庫	11.59	家屋番号681番5 附属建物1
7	浜松市北区根洗町字西677番地	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	作業所	317.47	家屋番号677番 浜松協働学舎根洗寮作業棟
8	浜松市北区根洗町字西742番地5	鉄骨造スレート葺平家建	作業所	162.00	家屋番号742番5 工房めい
9	浜松市北区根洗町字西742番地 4	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	作業所	166.86	家屋番号742番4 工房めい作業棟
10	浜松市北区根洗町字西740番地3	鉄骨造スレート葺2階建	寄 宿 舎	246.24	家屋番号740番3 ぱれっと
11	浜松市南区小沢渡町字村北1302番地1、 1300番地1、1301番地1、 1303番地1、1304番地1、 1305番地1、1306番地1	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	養護所	6,862.23	家屋番号1302番1 静光園
12	浜松市北区根洗町字南1107番地4	木造スレート葺2階建	養護所	376.31	家屋番号1107番4 青葉の家
13	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	重度障害者 生活訓練所	207.36	家屋番号1107番4の2 青葉の家
14	同 上	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	作業所	24.30	家屋番号1107番4の2 附属建物1
15	同 上	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	店 舗	33.53	家屋番号1107番4の2 附属建物2
16	浜松市北区根洗町字西667番地3	鉄骨造かわらぶき2階建	養護所	633.98	家屋番号667番3 青葉の家・すてっぷ
17	同 上	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	作業所	28.35	家屋番号667番3 附属建物1
18	浜松市南区若林町45番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	養護所	274.02	家屋番号45番の1 なごみの家
19	浜松市北区根洗町字西742番地 6	鉄骨造スレートぶき2階建	養護所	272.97	家屋番号742番6 すてっぷ
20	浜松市北区根洗町字南1108番地2	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	養護所	224.78	家屋番号1108番2 こもれび
21	浜松市北区根洗町字南1117番地3	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	養護所	274.57	家屋番号1117番3 ラポール根洗
22	浜松市北区根洗町字南1117番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	作業所	860.72	家屋番号1117番1 根洗作業所
23	浜松市西区大久保町字大曲5388番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	養護所	584.97	家屋番号5388番1 子ども発達センターたつく

[illegible]

(2)土 地

番号	所 在	面 積 (㎡)	摘 要
1	浜松市南区小沢渡町字村北1300番1	610.26	宅地 静光園敷地
2	浜松市南区小沢渡町字村北1301番1	300.93	宅地 静光園敷地
3	浜松市南区小沢渡町字村北1302番1	1,056.40	宅地 静光園敷地
4	浜松市南区小沢渡町字村北1303番1	1,044.18	宅地 静光園敷地
5	浜松市南区小沢渡町字村北1304番1	684.98	宅地 静光園敷地
6	浜松市南区小沢渡町字村北1305番1	291.56	宅地 静光園敷地
7	浜松市南区小沢渡町字村北1306番1	410.40	宅地 静光園敷地
8	浜松市南区小沢渡町字村北1307番1	536.40	宅地 静光園敷地
9	浜松市南区小沢渡町字村北1308番1	144.82	宅地 静光園敷地
10	浜松市南区小沢渡町字村北1309番1	735.83	宅地 静光園敷地
11	浜松市北区都田町字前原8091番8	2,562.96	宅地 第二静光園敷地
12	浜松市北区根洗町字西681番4	1,838.02	宅地 第三静光園いこい敷地
13	浜松市北区根洗町字西682番1	880.00	宅地 第三静光園いこい敷地
14	浜松市北区根洗町字西682番2	832.00	宅地 第三静光園いこい敷地
15	浜松市北区根洗町字西678番2	315.00	宅地 第三静光園あかり敷地
16	浜松市北区根洗町字西678番3	9.84	宅地 第三静光園あかり敷地
17	浜松市北区根洗町字西678番6	77.52	宅地 第三静光園あかり敷地
18	浜松市北区根洗町字西678番4	10.35	宅地 第三静光園あかり敷地
19	浜松市北区根洗町字西678番5	210.24	宅地 第三静光園あかり敷地
20	浜松市北区根洗町字西679番	331.90	宅地 第三静光園あかり敷地
21	浜松市北区根洗町字西680番1	497.93	宅地 第三静光園あかり敷地
22	浜松市北区根洗町字西681番1	189.78	宅地 第三静光園あかり敷地
23	浜松市北区根洗町字西681番2	227.27	宅地 第三静光園あかり敷地
24	浜松市北区根洗町字西681番6	346.07	宅地 第三静光園あかり敷地
25	浜松市北区根洗町字西681番7	25.96	宅地 第三静光園あかり敷地
26	浜松市南区若林町45番	726.00	宅地 なごみの家敷地
27	浜松市西区大久保町字大曲5388番1	1,367.83	宅地 子ども発達センターたつく敷地
28	浜松市北区根洗町字西678番1	250.12	宅地 根洗寮敷地
29	浜松市北区根洗町字西681番5	2,997.52	宅地 根洗寮敷地
30	浜松市北区根洗町字西677番	572.65	宅地 根洗寮敷地
31	浜松市北区根洗町字西667番3	1,078.62	宅地 青葉の家・すてっぷ敷地
32	浜松市北区根洗町字南1108番2	363.64	宅地 こもれび敷地
33	浜松市北区根洗町字南1117番3	481.60	宅地 ラポール根洗敷地
34	浜松市北区根洗町字南1117番1	1,971.46	宅地 根洗作業所敷地
35	浜松市西区大人見町字原山3419番5	1,441.15	宅地 工房ゆう敷地
36	浜松市西区大人見町字原山3420番1	206.90	宅地 工房ゆう敷地
37	浜松市西区大人見町字原山3419番1	593.26	宅地 コムニオ湖東敷地